

電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[専有部分用]）

料金メニュー表
専有部分用・従量電灯 C
«北海道電力ネットワーク株式会社管内»

実施日 2022年12月1日

NTT アノードエナジー株式会社

料金メニュー表
専有部分用・従量電灯 C
«北海道電力ネットワーク株式会社管内»

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 第1条 適用 | 1 |
| 第2条 定義 | 1 |
| 第3条 対象地域 | 1 |
| 第4条 本料金メニュー表の変更等 | 1 |
| 第5条 単位および端数処理 | 1 |
| 第6条 提供条件 | 1 |
| 第7条 使用電力量の計量 | 2 |
| 第8条 日割計算 | 2 |
| 料金表 | 4 |
| 1 料金 | 4 |
| 1-1 適用 | 4 |
| 1-2 料金額 | 5 |
| 2 その他費用 | 6 |
| 2-1 工事費 | 6 |
| 2-2 付加サービス料 | 7 |
| 附則 | 8 |
| 別表 | 9 |
| 1 契約容量の算定方法 | 9 |
| 2 使用電力量の協定 | 9 |
| 3 料金および工事費の精算方法 | 10 |
| 4 燃料費調整 | 11 |

第1条（適用）

この「料金メニュー表 専有部分用・従量電灯 C《北海道電力ネットワーク株式会社管内》」（以下、「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別に定める「電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[専有部分用]）」（以下、「本約款」といいます。）にもとづき、電力提供サービスを提供するときの料金その他の条件を定めたものです。

第2条（定義）

次の用語は、本料金メニュー表において、それぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

| 用語 | 用語の意味 |
|--------------------|--|
| 管轄電力会社 | 本料金メニュー表では、一般送配電事業者としての北海道電力ネットワーク株式会社をいいます。 |
| みなし小売事業者 | 電気事業法にて定められたみなし小売事業者をいいます。 |
| 電力会社等 | 本料金メニュー表では、みなし小売事業者としての北海道電力株式会社をいいます。 |
| 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 | 再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額をいい、電気事業者による再生エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）により定められる単価をいいます。 |

第3条（対象地域）

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は管轄電力会社の供給区域と同一となります。ただし、離島は除きます。

第4条（本料金メニュー表の変更等）

当社は、料金メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を変更または廃止する場合には、本約款第2条（本約款等の変更）によるものとします。

第5条（単位および端数処理）

本料金メニュー表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりいたします。

- イ. 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ロ. 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ハ. 料金その他の計算における金額の単位は、1円とし、1円未満の端数は切り捨てます。

第6条（提供条件）

- (1) 対象となるお客さま

従量電灯C（以下「本料金メニュー」といいます。）は、当社が指定する対象建物の専有部

分において、電灯または小型機器を使用する需要であって、次のいずれにも該当するお客さまに適用いたします。

イ. 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ. 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が、原則として 50 キロワット未満であること。

(2) 提供電気方式、提供電圧および周波数

提供電気方式および提供電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、原則、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および再エネ賦課金相当額の合計とし、その適用および料金額は料金表 1（料金）に定めるものといたします。

第 7 条（使用電力量の計量）

(1) 本約款第 14 条（使用電力量の計量）に規定する使用電力量の計量方法は、検針日における電力量計の読み（本料金メニューの適用が終了した場合は終了日の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（本料金メニューの提供を開始した場合は適用開始日の読みといたします。）の差引きにより算定いたします。この場合において、乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。

(2) 電力量計の読み方は、次によります。

イ. 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

ロ. 乗率を有する場合は、原則として最小位までといたします。

(3) 電力量計を取り替えた場合は、料金の算定期間における使用電力量は（4）の場合を除き、取り付けおよび取り外した電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(4) 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 2（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

第 8 条（日割計算）

(1) 本約款第 15 条（料金の算定）に定める日割計算の算定方法は、次によります。

イ. 基本料金を日割りする場合

1 月の該当料金×日割計算対象日数÷検針期間の日数

ロ. 電力量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 第 1 段階料金適用電力量=120 キロワット時×日割計算対象日数÷検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 第2段階料金適用電力量 = $160 \text{ キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間の日数}$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)および(ロ)によって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ. 再エネ賦課金相当額を日割りする場合

再エネ賦課金相当額は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。

(2) (1)の「日割計算対象日数」には、開始日を含み、終了日を除きます。

(3) (1)の「検針期間の日数」は、次のとおりといたします。

イ. 本料金メニューの適用を開始した場合

適用開始日の直前の検針日から、本料金メニューの適用開始直後の検針日の前日までの日数。

ロ. 本料金メニューの適用を終了した場合

終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

料金表

1 (料金)

1-1 (適用)

| 区 分 | 内 容 |
|--|---|
| イ. 基本料金の適用 | 基本料金は、1月につき、その契約容量に1-2(料金額)イ.に定める基本料金単価を適用して算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 |
| ロ. 電力量料金の適用 | (イ) 電力量料金は、その1月の使用電力量に1-2(料金額)ロ.に定める電力量料金単価を適用して算定いたします。 (ロ) 電力量料金は、本表八.欄により算定される燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。 |
| ハ. 燃料費調整額の適用 | 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に1-2(料金額)ハ.に定める燃料費調整単価を適用して算定いたします。 |
| ニ. 基本割引の適用 | 基本割引として、基本料金および電力量料金を合計した額に対して、対象建物ごとに建物代表者と電力提供サービスの基本契約を結ぶ際の承諾条件として当社が定めた割引率を乗じてえた額を割引いたします。(通称：システム利用割引) |
| ホ. 再エネ賦課金相当額の適用 | (イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係わる納付金単価を定める告示がなされた年の5月検針分の電気料金から翌年4月検針分の電気料金まで適用いたします。 (ロ) 再エネ賦課金相当額は、その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 |
| ヘ. 口座振替割引の適用 | 口座振替払いを選択されたお客さまについては、各回請求額(消費税等相当額を含みます。)より55円割引いたします。 |
| ト. 適用開始等から1年に満たないで解約または廃止等があった場合の料金の精算 | お客さまが、新たな契約もしくは契約内容の変更により本料金メニューを新たに適用開始した日または契約容量を増加した日以降1年に満たないで利用契約を解約(本約款第31条(当社からの契約の解約等)(1)によるものを含みます。以下、同じとします。)もしくは本料金メニューの適用を廃止または契約容量を減少した場合には、当社は、利用契約の解約日もしくは本料金メニューの廃止日または契約容量を減少した日に、別表3(料金および工事費の精算方法)に定めるところにより料金を精算していただきます。 |

1-2 (料金額)

| 区 分 | 料金額 |
|------------|---|
| イ. 基本料金単価 | 電力会社等が公表している「従量電灯C」相当の現に適用している契約容量 1 キロボルトアンペアあたりの基本料金単価と同額 |
| ロ. 電力量料金単価 | 電力会社等が公表している「従量電灯C」相当の現に適用しているそれぞれの段階別に対応する電力量料金単価と同額 |
| ハ. 燃料費調整単価 | 別表 4 (燃料費調整) にて算定される燃料費調整単価 |

2 (その他費用)

2-1 (工事費)

工事費は、発生する工事の態様に応じて次表のとおり申し受けます。

| 種 類 | 工事費の額 |
|---|--|
| イ. サービス提供停止の解除 | 本約款第 22 条 (サービス提供停止の解除) に定める再開にあたって特別な対応を必要とする場合の基本工事費 時間あたり基本費用 11,000 円 (税抜 10,000 円) なお、上記基本費用のほか、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を申し受ける場合があります。 |
| ロ. 電力量計の取り付け等 | 本約款第 27 条 (設備の賠償) に定める亡失もしくは修理不可能となった当社の電力量計を取り替え、またはお客さまの希望により電力量計を増設もしくは付替え等する場合の標準工事費 (機器代を含む。) 1 電力量計あたり 44,000 円 (税抜 40,000 円) なお、作業時間および移動時間の合計が 3 時間をこえる場合、または当社の営業日の午前 9 時から午後 5 時までの時間以外の時間での対応となる場合など標準工事費にて対応できない場合等には、別途、割増料金を含めた合理的な範囲で算定した追加費用を申し受ける場合があります。 |
| ハ. 適用開始等から 1 年に満たないで解約または廃止等があった場合の工事費の精算 | お客さまが、新たな契約もしくは契約内容の変更により本料金メニューを新たに適用開始した日または契約容量を増加した日以降 1 年に満たないで利用契約を解約もしくは本料金メニューの適用を廃止または契約容量を減少した場合には、当社は、利用契約の解約日もしくは本料金メニューの廃止日または契約容量を減少した日に、別表 3 (料金および工事費の精算方法) にもとづき工事費を精算させていただきます。 |
| ニ. その他特別な工事等をする場合の工事費 | お客さまの希望に応じて特別な工事または設備の施設を行なう場合、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を工事費として申し受けます。 |

2-2 (付加サービス料)

付加サービス料は、当社が提供した付加サービスに応じて次表のとおり申し受けます。

| 付加サービス料の種類 | 適用 | 料金額 |
|-------------------|--|---------|
| イ. 料金明細内訳書事前案内手数料 | <p>口座振替払いまたはクレジットカード払いを選択されるお客さまが、口座振替日またはクレジットカード払いの引き落とし日に先だつて紙媒体による料金明細内訳書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは、事前に当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>(注) 当社専用 Web サイト (でんき案内板) においても料金明細等を確認いただけます。自然環境保護等の観点からも当該 Web サイトの利用をおすすめいたします。</p> | 110 円/月 |
| ロ. 請求書再発行手数料 | <p>請求書兼払込取扱票 (以下「請求書」といいます。) により料金等その他費用を支払っていただくお客さま (口座振替払いで口座振替日に引き落としができなかったお客さまを含みます。) へ請求書を再発行する場合に適用いたします。</p> <p>(注) 請求書に記載の支払期限までに支払っていただけなかった場合、督促のためお客さまの承諾をえることなく請求書を再発行することがあります。この場合、支払っていただくまでの間に再発行するつど、再発行した回数分の請求書再発行手数料の累積額を請求額に上乗せして請求いたします。</p> | 305 円/回 |
| ハ. 支払証明書発行手数料 | <p>月々の支払いを証明する支払証明書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>(注 1) 支払証明書にて証明可能な範囲は、発行申込みのあった当月の請求分を含み、直近 15 ヶ月分までの請求分となります。ただし、支払証明書 1 枚あたりで証明できる範囲は、12 ヶ月分までといたします。</p> <p>(注 2) 別途、郵送料が必要となる場合があります。</p> <p>(注 3) クレジットカード払いの場合は、お客さまがそのクレジット会社へ支払いを行なったものに限り、この証明は有効となります。</p> | 440 円/枚 |

附 則

附則（2022年10月28日第000401号）

（実施期日）

本料金メニュー表は、2022年12月1日から実施します。ただし、同日までに当社がお客さまあてに本料金メニュー表を適用する旨の通知を行っていない対象建物におきましては、なお従前の例によります。

別 表

1 (契約容量の算定方法)

従量電灯 C の場合の契約容量は、次により算定いたします。

- (1) 提供電気方式および提供電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 提供電気方式および提供電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000$$

2 (使用電力量の協定)

使用電力量を協議によって定める (以下「協定」といいます。) 場合は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ. 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\text{前月または前年同月の使用電力量} \div \text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- ロ. 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\text{前 3 月間の使用電力量} \div \text{前 3 月間の料金の算定期間の日数} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量 (入力) にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の電力量計等に計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の電力量計等によって計量された使用電力量によるとき。

$$\text{取替後の電力量計等によって計量された使用電力量} \div \text{取替後の電力量計等によって計量された期間の日数} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (4) 参考のために取り付けた電力量計等の計量による場合

参考のために取り付けた電力量計等によって計量された使用電力量といたします。

- (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\text{計量電力量} \div \{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})\}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

- ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

3 (料金および工事費の精算方法)

(1) 精算方法

イ. 適用開始日以降 1 年に満たないで利用契約を解約または本料金メニューの適用を終了する場合

(1) 料金

当社は、適用開始日からその適用を終了される日の前日までの期間について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力の料金を適用して算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

(0) 工事費

当社は、お客さまが契約容量を新たに設定されたこととともない新たに施設した設備について、(2) に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

ロ. 契約容量を増加された日以降 1 年に満たないで利用契約を解約または本料金メニューの適用を終了する場合

(1) 料金

当社は、お客さまが契約容量を増加された日からその適用を終了される日の前日までの期間の料金について、契約容量を増加された日の前日の契約容量を上回る契約容量分について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量を上回る契約容量分と残余分の比であん分してえたものいたします。

(0) 工事費

当社は、お客さまが契約容量を増加されたこととともない新たに施設した設備について、(2) に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

ハ. 契約容量を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量を減少しようとされる場合

(1) 料金

当社は、お客さまが契約容量を新たに設定された日から契約容量を減少される日の前日まで期間の料金について、減少される日以降の契約容量を上回る契約容量分について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量を上回る契約容量分と残余分の比であん分してえたものいたします。

(0) 工事費

当社は、設備のうち減少した契約容量に見合う部分について、(2) に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

ニ. 契約容量を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量を減少しようとされる場合

(1) 料金

当社は、お客さまが契約容量を増加された日から契約容量を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量を上回る契約容量分 (減少される日以降の契約容量が増加された日の前日の契約容量を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量を上回る契約容量といたします。) について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定され

る料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量を上回る契約容量分（減少後の契約容量が増加前の契約容量を下回る場合は、増加前の契約容量を上回る契約容量分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 工事費

当社は、設備のうち減少した契約容量に見合う部分について、(2)に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

(2) 臨時の料金および工事費

イ. 臨時料金

(イ) 基本料金

電力会社等が公表している「臨時電灯C」相当の現に適用している契約容量 1 キロボルトアンペアあたりの基本料金単価と同額

(ロ) 電力量料金

電力会社等が公表している「臨時電灯C」相当の現に適用している契約容量 1 キロワット時あたりの電力量料金単価と同額

ロ. 工事費

電力会社等が公表している「臨時電灯C」相当の電気の提供を受けるお客さまのために新たに設備を施設される場合に適用される工事費の額

4 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。α、β、γの値は係数表記載のとおりです。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各選択料金メニューごとに次の算式によって算定された値といたします。基準単価の値は係数表記載のとおりです。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

八. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|------------------------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | 翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間 | 翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間) | 翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間 |

二. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロ.によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、係数表のとおりといたします。

(3) 燃料費調整額の加減算

(1) イによって算定された平均燃料価格が、係数表に定める基準燃料価格を下回る場合は、当該下回る金額を減算し、上回る場合は当該上回る金額を加算することといたします。

【係数表】燃料費調整

| エリア | | | | | | |
|--------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|---------------|
| 係数 | 東京電力パワーグリッド株式会社管内 | 北海道電力ネットワーク株式会社管内 | 東北電力ネットワーク株式会社管内 | 中部電力パワーグリッド株式会社管内 | 関西電力送配電株式会社管内 | 九州電力送配電株式会社管内 |
| α | 0.1970 | 0.4699 | 0.1152 | 0.0275 | 0.0140 | 0.0053 |
| β | 0.4435 | 0.0000 | 0.2714 | 0.4792 | 0.3483 | 0.1861 |
| γ | 0.2512 | 0.7879 | 0.7386 | 0.4275 | 0.7227 | 1.0757 |
| 基準燃料価格 | 44,200 | 37,200 | 31,400 | 45,900 | 27,100 | 27,400 |
| 基準単価 (15kWh まで) | 0.232 | 0.197 | 0.221 | 0.233 | 0.165 (2.475) | 0.136 |